





支拂うとかいう問題が起ると思いますが、そういう場合には、ほかの人に迷惑を及ぼすことに相なりますので、その点を考えまして、やはり罰則を設けた方が妥当ではないかと考えた次第でございます。

それから詐欺罪の関係でございますが、これはうそをついたという点におきましては類似するのでございますが、虚偽の報告はしたが、しかし虚偽の報告ということがわかりまして、品物の一部を返すというようなことをしなかつたという場合、それも放置しておいてよろしいかどうかという問題とも関連するのであります。そういう場合には物件は取得しておりますが、詐欺罪は構成しないのではないか。要するに物をとつてしまつたら罰する、物が返つていなければ罰しないでもいいというならまた別でございますが、そういうふうな虚偽の報告をすることが自体がよくないのではないかという意味におきまして、罰則を設けた方が適当ではないかと考えた次第であります。

ば、正確な報告をしようという勇気を失うことにもなりはしないか。もし間違った報告をすると処罰されるんだ、こんなものはこわくてしようがないから黙つておつした方がよいということになりますが、これは常識だらうと思います。だから今申し上げたように、裁判所にすべてをまかせるということであつたならば、その方にまかせたらどうだらう。いきなりこの法律で処罰は、困難になるのではないかどうかと考えるのであります。この点どうお考えですか。

という御意思であれば、予想によつて  
こういう処罰規定を設けることはどうかと考  
えられるのです。もしあつては、生じた結果によつて処罰するということ  
がむしろ正しいのではないか。この点  
はどういうお考えですか。

○石田政府委員 あらかじめ報告する  
人に恐怖心を起させまして。報告を出  
しにくくしようというような意図は毛  
頭ございません。報告が参りました場合に、ただちに虚偽のものを探し出し  
て罰則を加えようという意図を感じ込  
んでおるものではないのであります。  
ただ実際問題といたしまして、今お話を  
がございましたように、結果的に虚偽  
の報告であることが明らかになつてお  
る、しかもそれは相当不純な動機でや  
られておるということがございました  
場合に、裁判所といたしまして罰則の  
適用ができないということではなく、で  
きることにいたしたい、こういうことまで  
この規定を設けておるのであります  
す。

○夏堀委員 これ以上は水かけ論にな  
りますから申しませんが、この報告の審  
査は政府自身によつて行うのである  
か。それとも何か特別な審議会でもつ  
くつて、何か補佐的にそういうことをや  
らせようと考へておられるのか。この  
の点をお伺いいたします。

○石田政府委員 政府といたしまして  
は、報告をいただきました、その報告書  
がきわめて簡単であり、政府だけが判  
断ができる場合でありますならば、  
ことさら審議会を設ける必要はない  
と考えます。しかしながら私たちとい  
たしましては、おそらく報告された結  
果は、相當むずかしい場合が起つて來

るであろうと思います。そういう場合に政府だけで独断的にきめるのはどうかと思いますので、今お話をありますたような審議会を設けることが適当であるらし、実際そういうふうに処理すべきものではないかと心得ております。

○夏堀委員 非常にむずかしい問題でありますから、正確な報告を受けることと自体が非常に困難なことであろうと思いますので、これに対してもやはり一つの審議会のようなものを設けては慎重に取扱わなければならぬ。これで思ひますので、これに対してもやはり裁判にまわし、そこで適当に処理されればよろしいのですけれども、なかなかそうならない場合もできて来るのではないか。そこで裁判にまわす前にできるだけ政府及びその審議会において、慎重に審査することがよろしいだろうと私も考えております。

その次に、あまりこういうことはなしあげたくないのですが、新聞の伝ふるところでは、いわゆる管理申中申ますか、あるいは接收中のぞさくさぎれと申しますか、そうした中にあって何か没収の形、あるいはいろいろな事情によつて失われたものがある。この間はそういうものはないかのよう、御答弁でありましたが、もしありますれば、これは占領上の措置によつて没収されたものであると承知してよいものであるかどうか、お伺いたいと思います。

○石田政府委員 お話のございまして、新聞の記事といいますのは、日本銀行の持つておりました金について、四五トン現物がなくなつておるとか、あるいは日本政府及び日本銀行が持つておりました金が六トンなくなつてお

とか、そろそろ訴事の問題ではないかと思ふのでございますが、この二つのにつきましては、新聞の報道というものは正確ではございません。これは新聞の報道 자체に誤りがあるというふうな新聞に誤つております範囲において、四十五トンなくなつてるとか、六トンなくなつておるということは、これは根拠がないと思つてります。しかしながら今度報告をとまして、そうしてその報告を集計しました結果、現物とこれを対照しまして、そうして減つているものあるかないかということにつきましては、はつきり申し上げかねる。やつみなければわからぬ、こういうふに思つております。それからなくなつたものは没収と心得よろしいかどかという問題でござりますが、これ非常にむずかしい問題でございまして、どうしてなくなつたかといふことを、われくはさらに調査をすることが、まず第一であらうかと思ひます。このことにつきましては、あるいは占領軍自身に直接交渉するのでなく、アメリカの大使館を通して、さらいろいろと調査を進めるということを考えられると思うのであります。それから全般的な問題について、これは没収であるかどうかという問題につきましては、こういう金銀なりダイヤモンドというものが日本側に引渡されたという事実は、これは没収すべきものではなくして、本側に返還すべきものであるという針に従いまして返されたもの、またわれわれはそういうふうに解釈すべき

のとして、従来努力して来たわけでございます。だから全般の問題として没収という規定を適用すると申しますか、そういうことをするということは当らないと思います。根本方針として、かりに占領下におきまして、今度返されたところのものの、たとえば半分とか三分の一とかいうものを、沒収しても、それは正当ではないとわれくは考えておつたのでございまして、持つておりますところのものは全部返還を受けた、かような経緯に相なつております。

○夏堀委員 そこで民間で持つておるものを、その当時あるいは占領軍で没収という形で、これを取上げたものが何かあるという話も聞いております。これも軍事上の一時的措置であつて、どういう御都合であつたか私はわかりませんけれども、今御説明にあつたように、それはもとより今法律にはつきりとうつてあるように、返還するのだ。こういうことはあちらの方でもそういう処置をすることは、非常に好意のある処置であつて、そういうことであれば、その中間において——なければよろしいのですが、もし私が申し上げたような没収的な何かがあつたということがわかれば、それもあわせて返還をしてもらうということに考えてよろしいのかどうか。これをお伺いいたします。

○石田政府委員 占領軍としては、没収すべからざるものであるという根本方針につきましては、われくと見解を同じやうしておる。アメリカ政府としても同様の見解でありますかゆえに、日本側に対する返還という問題が

おきまして、その逆の方のとつた方の  
人間が、どういう過程でそれをやつた  
のか。要するにそれを軍なりあるいは  
権限あるところの者の行為として、認  
定し得べきものであるかどうかという  
問題につきましては、調べた結果にお  
きまして、あるいは問題が起つて来る  
のじやないか、かように一応予想いた  
しております。

○夏堀委員 こういう問題にあまり触  
れたくありませんので、なお十分に御  
研究になつて、占領軍の御好意に沿  
うる点がありましたならば、あちらの  
御好意に沿う意味において、十分にこ  
の問題の取扱いを慎重にしていただき  
たい、こういうことを申し上げておき  
ます。

なお民間の貴金属を、戦争當時ある  
いは政府で買い上げたものがあつたと  
思います。三円四十銭程度であつたと  
思いますが、今記憶しておりません  
が、民間で手放したくなかつたけれど  
とも、戦争遂行のためにどうしても出  
せ、こういうことで供出したものがあ  
つたと思います。安い値段で、手放し  
たくないものでも、一べん供出したも  
のでありますから、今それは全然發  
權はないのだということになるかもし  
れません。けれどもその本人の希望に  
よつて、その当時の価格で買ひもどし  
たい、こういう希望者があれば、そろ  
いう点に対してもどのような御処置を  
おとりになるのでありますか、お  
伺いいたします。

金なんかを勧員をいたしました。これは買い上げまして、そうしてそれは国際決済に使うとか、あるいは大陸における通貨工作に使うというようなことを中途として集めたものでございます。従いましてそういうものは大部分つぶしてしまつたわけでございます。そうしてどの部分かは知りませんが、戦時に海外に出してしまつたといふような形になつておるのであります。従いましてそういうふうなものを今元の値段で返してほしいと言いまして、政府としてはそういう要求に応ずることは困難であろうかと思つております。だから日本銀行に対しまして、非常に特別な金製品であつて、将来買ひもどしをするというような約款づきで日本銀行に売つておつて、日本銀行はそれをその原型のまま現在まで保管しておる。終戦後接收されたわけでありますから、それが今度もどつて來たといふようなものにつきましては、これは日本銀行に政府といたしましてはその分を返した場合に、日本銀行としてはまた売りもどし約款に従つて、当事者に売りもどすというようなことが起るかというふうに一応考えておりま

漏がそれによって間違つてやつたとしないことによつて、あるいは裁判所にまわされ、あるいは処罰されるような、非常なめんどうなことが起りますと、また迷惑が残されることになるであろうと存づますので、この点は十分に御注意の上におとりはからいを願つてほしい、こういうことを申し上げておいて、私の質問を終ります。

○石田政府委員 報告の処置につきまして御注意いただきましたことは、重ねられ、いたしまして心得まして、慎重にまた迷惑のかからぬよう取扱ひたいと思つております。

なお附帯的に申しますが、この報告のありました結果どういうふうな措置をするかということにつきましては、あらためて法案を国会に提出いたしまして、御審議を得ましてから措置をとるということに、当然相なろうかと考えております。

うのは慎重でござりまするので、みな  
ナンバーを打つとかなんとかいたしま  
して、はつきりいたしますような措置  
限りは、目下照し合せ中でござります  
るが、大体確認ができるのではない  
か、かよう考えておる次第でござい  
ます。

○深澤委員 そういたしますと、そな  
いう政府並びに日銀の手持ち関係のも  
のは、きわめて明確に帳簿並びに現物  
も明らかになつてゐるわけでありま  
す。そこでこのたび占領軍から接收解  
除になりました数量と比較いたしまし  
て、帳簿の面から申しますれば、先般  
の石田理財局長の説明によりまして、  
金塊が百二トン何がしと、それから合  
金の中に金が大体八トンある。従つて  
百十トン何がしになるのであります。  
従つて政府が當時持つておつたものが  
百八トン幾らでありますて、大体その  
差額二トン幾らが、政府並びに日銀が  
接收當時持つておつたもの以外のもの  
として、これは民間なりあるいはその  
他から接收をした部分ということに、  
計算上はなるのであります。ところが  
問題は、結局政府並びに日銀が明確に  
表示された帳簿に照し合された現物  
と、それから占領軍が引渡したその現  
物との間に、どういう差があるかとい  
う問題です。政府、日銀が當時持つて  
おつたものがそのままあつて、それ以  
外に二トンよけいになつて、こういう  
状態になつてゐるのか、その点をひと  
つお伺いしておきたい。

が済んでおりませんから、はつきりしたことは申し上げかねますが、日本銀行の持つておりましたものでも、民間から供出いたしまして買い取りましたところのものであつて、そうしてまだ改鑄して金塊にいたしてなかつた段階のものがあるわけでござります。そういうふうなものを、接收後におきましたで占領軍が金塊に鑄直してしまつた。こういふものもあるわけであります。それがこの間から問題になつておりますところの、合金とかなんとかいうふうなものになるわけであります。従いまして、政府及び日本銀行が持つておつたから全部確認できるかといふと、どうも行かない。それからまたこれは申し上げた方がいいと思うのであります、わたくしはどのくらい接收されたかわからぬが、相当のものが接收されたということは、推定できたわけであります。その中にときまして、白金というようなものがござります。この白金は日本がなくて困つておつたのであります。そこでどうか白金だけでも解除してほしい、こういう話をいたしました。そういう場合に、それでは金をかわりに持つて來い、そうすれば白金を解除してやろう、こういふこともあつたのであります。従いまして日本政府といつましても、貴金属特別会計——前の金資本特別会計でございますが、その持つておつたところの金を、白金の解除されるものと同じ金額になりますようならそれを進駐軍に納め、白金の解除を受けた、こういふような場合もあるわけでござります。それらのものを全部総合いたしてみまぜんことは、的確にどのくらいのもので、白金の解除を受けた、こういふがどうなつたかといふことが、今の現

報告を全部とつてみて、そうして照し合せてみた結果、わかるものも出て来ると思いますけれども、またわからないうといふ部分も出て来るのじやないか、かよう考へて見る次第であります。

○深澤委員 問題の根本は、占領軍が接收のリストを具体的に出さないといふところに、結局その処理が非常に困難だという根本原因があると思うのであります。この点をひとつ明確にして、向うが出さないということであればありますから、その点が一番困る問題であります。そこで接收されたものが相当の多数に上つておる予想もつくと、いう御答弁であります。大体政府もある程度の事情はおわかりであろうと思うのですが、当時接收されたものの中には、日本産金あるいは日立、太平洋事業、神岡、古河、別子、同和鉱業、財團法人金銀運営会といふようなものが持つておつたものが、相当接收されておるということをわれくは聞いておるのであります。そういう事実を政府は御存じでありますか。

○石田政務委員 金銀運営会と申しますのは、要するに政府の下請として、そうして集める段階にあつたものであつまして、これは相当のものがあつたものであらうということは推定いたしておられます。それからいわゆる産金会社は、政府に産金をある程度訓練いたしまして納入するということをやつておつたわけでございます。これが納入未済のものが会社に残つております。しかし彼らのものにつきましては、先

ほど申しました報告をとりまして、そ  
うして進駐軍の出しておるところの愛  
取り等を見ないことに、はつきりし  
た数量を、これだけであつたというう  
とを、今政府の方から申し上げるのは  
いかがかと思つております。それから  
一般のものにつきましては、これは御  
承知の通りに戦時中は、金が非常にほ  
しいほしいと言つて集中したわけでござ  
ります。従いまして民間に残つてお  
るもの、理論的にはほとんどかかる  
べきはずであつた。結果を見なければ  
わからないのであります。銀にお  
きましては、これは軍需工場その他に  
おきまして、相当製造用にストックを  
持つておつたことが想像されます  
で、これは相当の量があつた、かよう  
に考えておるわけであります。ただこ  
れは概略でございまして、こういう數  
量がこうであつたということを、今政  
府としてお示しすることができがたい  
ということを、御了承願いたいと思  
います。

○石田政府委員 軍が現地からいろいろなものを持つて来ておつたのはないか、それからまた軍がいろいろ手持したもののがあつたのじやないか、それらのものは一体どうなつたのだ、こういう御趣旨かと思います。この点につきましては、われ々は軍といえども日本政府の一部であるというふうに考えております。従いまして軍に対しましては、どういうふうなものを持つておつたかということを要求いたしまして、そうして報告等も參り書類も参つております。しかしながらそれがほんとうに接收されたものであるかどうか、その数量の間違いがなかつたかどうかという点につきましては、遺憾ながらはつきりしない部面が残つておる、こういうのが実情でござりますす。

○深澤委員 それからこれはすでに御調査になつておるとと思うのでありますが、陸軍の糧秣廠にあつたものを、終戦と同時に東京湾に投じた、その引揚げをやつたという問題を、非常に具体的に世耕さんが改造に書いているのであります。また予算委員会においてあるようですが、この東京灣の

○石田政府委員 委員長、ちよつと速記をとめていただきます。

○佐藤委員長 速記をちよつとストップしてください。

○佐藤委員長 「速記中止」

○佐藤委員長 速記を始めてください。

○深澤委員 大臣が、賠償庁の調査によつてオランダからの略奪品であつたもの、金を五億程度、銀を二十億程度返済しておるというような答弁をされておるのですが、そういう事実があつたのかどうか、そういうことを御存じかどうか。

○石田政府委員 実はそういう話はござりまするが、返したという事実はないと存つております。ただそういうことが伝えられておる、そういうことを向う側が要求している、こういう事実はござりますけれども、ございません。これはあるいはタイと佛印の分にましたところの一部を済済する方法とつきましては、戦時中支拂い協定と申しますか、金融協定、そういうものがございまして、日本側が借金をしておりて軍に保管しておつたわけでございまから、それは佛印のものである、タ

いのものであるということで、返還いたしたということはござりますけれども、今のお話の点につきましては、まことに具体的にどうこうというような問題はございません。

○深澤委員 そこでその海外の略奪の金並びに銀等の貴金属のことですが、

これはフィリッピンから略奪の金を一トン返せというようなことも、われわれは聞いております。さらにオランダも略奪の貴金属の返還の要求があることはそれに関連する日本の占領軍当局のスキヤンダルの問題を、オランダの新聞等が書いておる事実があるのです。海外の戦争の相手國から軍が引揚げて参りました貴金属等の問題の処理ですが、これは一体今後どういうふうにされるのか。そういう点について大蔵当局の方針が大体きまっておらましたら、その点をひとつお伺いしたいと思います。

○石田政府委員 先ほど私答弁申しましたオランダの件でございますが、この機会に若干補正をさせておいた

べきだと思います。金については一トントンばかり、銀について二百二トントンばかり返した事実はございます。しかしこれは非常にはつきりしておる部分に相当するものであります。先ほど

よつとお話をありまして、速記をとめて申し上げましたことの関連事項としてのものがございますが、これはわからぬから返さないということになつております。それからどういう方針であるかと云ふことがございますが、これは万やむを得ず、はつきりいたしておるものには返さざるを得ないかと思うのでございますが、不明確なものにつきましてはなるだけ返さないで、お話をきましてはなるだけ返さないで、お話を

合いかがつけばつかせたい、これが当然の氣持であろうかと、こう思う次第でござります。

○深澤委員 この際いろんな問題が新

聞にも出ておりますので、これは一応大蔵委員会の管轄でありますから、こ

ういう点も国民の疑惑を明確にするためにも、御質問しておいた方がいいと

思います。宮内省の金の問題であります

が、例の宮内省の中に保管されてお

りましたつり鐘を鏽つぶしたところ

が、金が八貫目出た。それを延べ譲に

して宮内省に納入したという事実があ

るのであります。それが一体宮内省

にあるのか、日銀にあるのか、そういう

点が明確になつておらない。ともかくも延べ棒八本にいたしました金八貫

目が行方不明になつておるという事実

が、新聞に伝えられているのであります

が、これは日銀に充り渡したと當時

の官内省の総務課長が言つておるので

あります。そうすればこれは当然大蔵

当局にも関連がありますので、一体この宮内省の金の延べ棒八本といふもの

はどういうことになつたのか。その間の事情がわからぬと見ましたら、ひ

かり返した事実はござります。しかし

これは非常にはつきりしておる部分に

相当するものであります。先ほど

よつとお話をありまして、速記をとめて

申し上げましたことの関連事項として

のものがござりますが、これはわからぬ

から返さないということになつております。

○横山説明員 ただいまのお話の宮

内省の金につきましては、新聞に出ました後日銀におきまして調査いたしま

したところ、日本銀行において戦時中

に一般の人から買上げたと同じよう

な手続によつて買上げておられます。

その書類も残つております。それから

それに当りましたところ造幣の方に

も、それを受取つた記憶がある。それ

はやはり一般の金と同じように鏽つぶ

して、金資金特別会計の所有に移した

保管しておる金の額は、一体何トンぐ

らいございますか。

から後どうなつたかということは金塊の形でありますから、その具体的なものがどこへどう行つたということはわからないのであります。一般の配給に向かれたのもありますし、今まで接収されたものの中に含まれておるかもわかりません。

○深澤委員 それからもう一つ、貴金属特別会計というのがありますが、この貴金属特別会計の保管しておる金と

いうものは、日本銀行の金以外に別に

保管されておるということになつてお

りますか。その点をお伺いしておきま

す。

○石田政府委員 貴金属特別会計と申しますのは、昔資金特別会計と申しましてそれが貴金属特別会計になり、

今度貴金属管理法の改正によりまし

て、また金資金特別会計に返るわけでありますか、終戦当時接收せられましたもの、これは占領軍が日本銀行の地

下室へ入れまして、われくはその後

新産金をこの金資金特別会計、今でいえば貴金属特別会計においてその後買

つたのであります。その分につきまし

ては、これは何ら既往のものと一緒にすべき筋合のものではないというこ

とを主張いたしまして、それが受け入れられました結果、別のところに保管し

たといふべき現象であると思つておる

であります。

○横山説明員 ただいまのお話の宮

内省の金につきましては、新聞に出ま

した後日銀におきまして調査いたしま

したところ、日本銀行において戦時中

に一般の人から買上げたと同じよう

な手続によつて買上げておられます。

その書類も残つております。それから

それに当りましたところ造幣の方に

も、それを受取つた記憶がある。それ

はやはり一般の金と同じように鏽つぶ

して、金資金特別会計の所有に移した

保管しておる金の額は、一体何トンぐ

らいございますか。

○石田政府委員 約十トンございま

す。

○三宅(則)委員 私は製塙施設法案について、ちょっと関連がござりますか

た通り、災害のあつた場合、高潮のあ

ったとき、あるいは他の暴風、地

震、異常な天災地変のありました場合におきましては、大部分これは国家で負担したがよい、こういうことを申し上げておつたのであります。幸いに

今回の決算によりまして、だんく国

家の補助率が多くなりましたことは、

歓迎すべき現象であると思つておる

であります。

つましては先般問題になりましたことは、

た、いわゆる塙の運搬事業について、

单一の輸送会社に委託いたしております

であります。

つましては先般問題になりましたことは、

た、いわゆる塙の運搬事業について、

単一の輸送会社に委託いたしておりま

す。

○深澤委員 予算上からも、特別会計の予算を調べますとある程度わかるの

であります。現在貴金属特別会計の

保管しておる金の額は、一体何トンぐ

らいございますか。

つておりました。この一手に扱つておるのは、いろ／＼な見地から誤解も招きやすいし、公の事業の能率的な運営という面から、反省を要する点はないかといふうな点を、国会で御指摘になりました。このことは、かねて公社内部におきましても、いろ／＼検討をいたして参りました。過般の行政監察委員会の証人喚問の最終日であつた

時にあります。

○三宅(則)委員 私は製塙施設法案について、ちょっと関連がござりますか

た通り、災害のあつた場合、高潮のあ

ったとき、あるいは他の暴風、地

震、異常な天災地変のありました場合におきましては、大部分これは国家で負担したがよい、こういうことを申し上げておつたのであります。

製塙施設法に対しましては、われわれはかねてから願望いたしておりまし

性はわかつていまして、なおかつ審議を終るわけに行かないのです。これは明日にでもまた明後日にも、根本的大蔵省当局に伺わなければならぬ。ただこの協定に参画いたすのみの問題ではなく、國の財政法、会計法等を通じまして、全般に關係のあることであります。これを不間にいたしまして通過せしむるというようなことは、どうも良心的にできません。そこで昨日のようなお答えを何度も繰返していただきましても、徹底的に了承できないのみならず、私の方でも資料をとりそろえまして、矛盾いたす場合を數字的につつ実際的に指摘いたしますので、それに對します御準備をしていただいて、短時間にこの問題が完全解決のできるような御答弁をいたさないと思います。そしてわれく、その他の各條についての質問は相当あります。こんなものは三十分か一時間やれば、御当局から明快な御答弁をいたすことと期待しておるのであります。当日審議を終ることもできると思いましてから、主として昨日の二点につきましての御答弁があの程度では、とうて満足行きません。それに実際において数字等を換算しておやりになつておる点はわかるのですが、三つの点についておおむね大きな矛盾が出て参ります。その差額や数字の食い違いなどを、大蔵省がかつてに処理してよいということになれば、予算もいられければ、財政法もいらなければ、会計法もいらない、こういうことになります。どうかこの点につきまして御準備をしていただきまして、私の方の御質問に対してどうか率直にお答え願いたい。独立しておおむね百

八十日の期間に処理しなければならない問題でもありますので、急ぐこともわかつております。それからこの八番目の加入資格といいますか、地位を得られるのでありますから、理事国にもなれましよう。その理事国に選任される機会も日付的に近づいておりますので、諸般の事情でぜひ早く通したい。それにはそういうまずいところを——まずいといつては悪いかもしませんが、明瞭にならないところを一層すみやかにはつきりしたいと思いますから、御準備を願いまして、ぜひ御出席を煩わしたいのです。

委員長にもこの際お願いいたしておきますが、この問題はあるいは午前か午後かどちらか、これ専門の準備をしていただくことができますれば、割合に早く上るかもしれません。そうでないと、なかく時間がかかると思います。本日は時間がありませんのでこれだけをお願いいたしまして、審議促進には協力いたしますということをはつきり申し上げますが、不明の点を不明白のままではどうも賛成しがたい、こういうことを申し上げておきます。

○佐藤委員長 ごもつともございました。了承いたしました。

本日は午後一時から本会議が開かれますので、これにて散会いたします。次会は明二十八日午後一時から開会いたします。

午後零時二十九分散会

昭和二十七年六月四日印刷

昭和二十七年六月五日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 庁